

## 第 36 回 大阪市動物愛護推進会議

### 議事録

#### 1 日時

令和 7 年 1 月 23 日 (木) 午前 10 時から午前 11 時 30 分

#### 2 場所

大阪市保健所 (あべのメディックス) 10 階 会議室 4  
(大阪市阿倍野区旭町 1-2-7)

#### 3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

近藤座長、河中委員、桑原委員、光野委員、吉内委員  
オブザーバー

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 川口副主査  
事務局

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 堀課長

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 栗山主幹

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 多田担当係長 木村担当係長

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 三津橋係員

大阪市動物管理センター分室 多納係員

#### 4 議題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について
- (2) 飼い猫の引取り手数料免除制度について
- (3) 令和 6 年度動物愛護推進員研修会の開催結果について
- (4) その他

#### 5 配布資料

第 36 回動物愛護推進会議次第

配席表

大阪市動物愛護推進会議委員名簿

資料 1-1、1-2、1-3

資料 2

### 資料 3

#### 大阪市動物愛護推進会議開催要綱

#### 6 議事

##### 【事務局（三津橋）】

定刻となりましたので、ただ今から第36回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局健康推進部生活衛生課長の堀から御挨拶を申し上げます。

##### 【事務局（堀）】

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長の堀でございます。

本日はお忙しい中、動物愛護推進会議に御出席を賜りましたこと、重ねてお礼申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、平素から本市動物愛護管理行政に、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、各種の取組を進めているところであり、各団体の御協力のおかげもありまして、殺処分数は着実に減少しております。

昨年この会議でもお話をさせていただいたところではございますが、残る課題として多頭飼育崩壊の防止ということであり、多頭飼育崩壊の未然防止ということで、不妊去勢手術の助成支援を昨年の2月から実施したところでございます。

現在、この助成制度をさらに推進するため、この制度とセットで、飼い猫の適正飼養数を超える、またその猫の引取りを求める利用者に対して、手数料を免除する規定の整備を進めているところでございます。

本市としましては、これまで各種取組を進めてきておりますが、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

本日は、本市における動物愛護推進に関する取組みについて、説明をさせていただいた後、委員の皆様からの忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。

この会議が実り多いものとなりますことを祈念しまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

## 【事務局（三津橋）】

堀課長ありがとうございました。

開会に先立ちまして委員の方々を御紹介させていただきます。

お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、御参照ください。

公益社団法人日本動物福祉協会南大阪支部 支部長の河中委員でございます。

公益社団法人大阪市獣医師会 理事の桑原委員でございます。

公立大学法人大阪 大阪公立大学 獣医学部 講師の近藤委員でございます。

大阪府愛玩動物協会 副代表の光野委員でございます。

公益社団法人日本動物病院協会 副会長の吉内委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、生活衛生課長の堀でございます。

生活衛生課保健主幹の栗山でございます。

生活衛生課担当係長の多田でございます。

生活衛生課担当係長の木村でございます。

動物管理センター分室の多納でございます。

また、例年、オブザーバーとして大阪府の御担当者にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 川口副主査でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただきます、生活衛生課の三津橋でございます。本日の出席者は以上でございます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第36回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料1-1：犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画（概要版）

資料1-2：令和6年度（12月末）「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について

資料1-3：災害時ペットとの同行避難について

資料2：飼い猫の引取り手数料免除制度について

資料3：令和6年度動物愛護推進員研修会の開催結果について

以上でございますが、資料に不足や落丁等はないでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移る前に、座長を選任したいと思います。

参考資料としてお付けしております、大阪市動物愛護推進会議開催要綱の第3条により、「座長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、どなたか御推薦はありますでしょうか。

**【桑原委員】**

近藤委員を推薦します。

**【事務局（三津橋）】**

他に御意見はございますでしょうか。

ないようですので、近藤委員に座長席へお移りいただきまして、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

**【近藤座長】**

ただいま座長に選任いただきました近藤でございます。

微力ながら精一杯努めさせていただきますので、皆様にも御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題1の『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（木村）】**

議題1について、事務局から説明させていただきます。

本市では令和7年の大阪万博開催年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成することを目指し、様々な動物愛護に関する取組みを盛り込んだ行動計画を平成30年3月に策定し、各種動物愛護施策に取り組んでいます。

資料1-1に行動計画の概要版を、資料1-2に取組みをまとめたものを御用意しました。

本日は、資料1-1の第4に記載する取組みについて、資料1-2を用いて説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、令和6年12月末までの個別項目進捗管理シートを近日中に本市ホームページで掲載する予定です。

項目1の『犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現』についてですが、犬猫の収容及び殺処分の現

状は1ページ目の【表1】及び2ページ目の【グラフ1～3】でお示ししているとおりです。

犬と猫の収容数、殺処分数はともに令和4年度までは減少しており、殺処分削減率についても、令和2年度は22.5%であったものの、平成30年度は26.0%、令和元年度は32.1%、令和3年度は34.7%、令和4年度は30.2%と目標としている前年度比25%減を達成していましたが、令和5年度は前年度比11.4%の増加に転じました。今年度は12月末時点の殺処分数が前年度の12月末時点と比較して25.5%減となっております。

続いて、3ページ目、項目2の「犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化」についてです。

取組方針（1）の野犬対策では、淀川河川敷と南港地区で定点カメラや捕獲檻を用いた野犬の捕獲を行っており、捕獲等の実績は4ページ目の【表2】のとおりです。

捕獲される野犬の数は減少傾向にあり、令和2年度以降に捕獲した野犬については、昨年度と今年度捕獲した成犬1頭ずつ計2頭を除いては、おおさかワンニャンセンターでの馴致の取組みや譲渡団体の協力によってすべて譲渡することができました。また、今年度捕獲した1頭により、本市が把握している南港地区の野犬は全て捕獲したことになります。

取組方針（2）の哺乳期猫の譲渡については、平成30年度から生後3週齢未満の子猫についても、譲渡団体の協力を得ながら可能な限り譲渡につなげるよう取り組んでおり、また今年度からは、健康な子猫であれば週齢に関わらず生存の機会を与えられるように、譲渡が可能な体重に達するまで職員による哺乳措置を実施しております。

【表3】について、哺乳期猫の譲渡匹数が令和2年度以降減少傾向にありますが、これは収容される数が減っていることが原因です。昨年度は収容数の増加に伴い譲渡数も増加に転じましたが、今年度は再度減少しています。

取組方針（3）の犬猫全体の譲渡結果は、【表4】でお示ししています。おおさかワンニャンセンターで月2回実施していた譲渡会を令和2年度からは毎週の開催に変更したほか、令和4年度からは、譲渡対象の犬猫をHPやSNSを工夫しながら随時紹介するなど、少しでも新たな飼い主の関心が得られるような取組みも行っています。

続いて5ページ目、項目3の「犬猫の適正飼養の推進」についてですが、取組方針（1）マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討については、マイクロチップ装着の推奨や所有者明示の重要性を4月と10月の「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において啓発しているほか、おおさかワンニャン

センターから譲渡する犬猫には原則マイクロチップを装着することにより、マイクロチップの普及に努めています。

また、令和4年11月からは、マイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例制度を適用することにより、犬の飼い主によるマイクロチップ装着を推進しています。

続いて6ページ目、項目4の「動物愛護教育の充実」についてですが、取組方針（1）の命の大切さを学ぶ機会の増加については、7ページ目の【表5】に示すとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度から昨年度まで小学校において「命の時間」の授業は実施できませんでした。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、昨年度から小学校幹事校長会等で周知を続けたところ、今年度は1回実施に至りました。

取組方針（2）の飼育体験の充実に関して、動物愛護推進員の学校園飼育動物に係る相談対応について教育委員会事務局及びこども青少年局へ周知しました。

取組方針（3）のふれあい事業の拡充については、【表6】のとおりです。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出張型のふれあい事業、夏休みのイベントが実施できず、参加者数が大きく減少しましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症収束の折を見て開催し、昨年度から本格的に開催を再開したため、参加者数は回復傾向にあります。

続いて8ページ目、項目5の「動物愛護に関する広報の充実」についてですが、取組方針（1）の広報活動の強化について、ホームページ、市や区の広報紙、SNS（現在の名称がXに変更されておりますTwitter、Facebook、Instagram）等により、適正飼養の啓発、譲渡動物の紹介、動物愛護関連事業寄附金、大阪市の殺処分の現状、街ねこ事業等の広報に取り組むとともに、おおさかワンニャン特別大使によるメッセージ動画の放映により、動物愛護の普及啓発の促進に取り組んでいます。また、今年度は動物愛護について映画とタイアップしたポスターを大阪メトロの駅に掲示し、市立小中学校、幼稚園及び保育園に配布しました。

続いて、9ページ目、項目6の「動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築」についてですが、取組方針（1）の動物関係の相談に対する連携体制の構築については、高齢者の飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、高齢者向けチラシをホームページに掲載するとともに区役所等に配架して周知を図っています。また、ペットの飼い主にもしものことがあったときの対策として、事前に緊急連絡先を記載し、所持しておく「ペットもしもの安心カード」をホームページに掲載するとともに区役所等の窓口で配布しています。

また、多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業を昨年度から開始し、昨年度は実績がありませんでしたが、今年度は4件11頭の不妊手術を実施しました。

次に、取組方針（2）の所有者不明猫対策事業の再構築についてですが、街ねこ事業については、手術委託動物病院に御協力をいただきながら、10ページ目【表8】のとおり、毎年コンスタントに街ねこの手術を実施しています。

なお、今年度から街ねこ活動を始めるにあたり住民代表者による合意書を必要としない方法を追加しました。これは、住民代表者による合意書が必須であれば、町会等の住民組織が無い地域では街ねこ活動が出来ないため、要件を緩和して欲しいとの要望があり、これに対応したものです。

ここまでの説明で何か御質問はありますか？

（質問なし）

それでは残りの項目について説明を続けます。

10ページ目、項目7の「動物愛護関連施設の設置」についてですが、旭区の城北公園内にあり長年使用されていなかった「もと菅原城北大橋有料道路管理事務所」を改修し、民間団体等が活動できる施設として、令和4年10月に「動物愛護体験学習センター」を開設しました。

開設以降、本センターでは様々なイベントを実施しており、今年度は譲渡会（計17回）、写真展（計16回）、市民向けセミナー（計3回）、しつけ教室（2回）及び出張型ワンちゃんとのふれあい事業（1回）を開催し、2月には本市職員向け街ねこ事業及び公園ねこサポーター制度に係る研修の開催を予定しています。

続いて、11ページ目、項目8の「ペットにかかる災害時対策」についてですが、取組方針（1）のペットとの避難対策の構築について、平成29年5月「避難所・開設運用ガイドライン」を改訂し、危機管理室が主体となって各区にペット同行避難に関する資料を周知するとともに、健康局としてもペットのための防災対策について、HPに掲載するなど市民に向けた周知啓発を行ってまいりました。資料1-3を御覧ください。今年度は、危機管理室と健康局が共同で広報ポスター及びチラシを作成し、動物病院に掲示を依頼するとともにホームページに掲載しています。

12ページ目、項目9の「動物愛護関連事業寄附金の活用」についてですが、寄附金額は【表9】にお示ししたとおりです。今年度は1000万円を超える大口の寄附があったこと、またふるさと納税サイトを通じた寄附金の募集を開始したことから、昨年度から大幅増となっています。なお、ふるさと納税サイト

を通じた寄附金には手数料がかかるため、実際に本市が受け取る金額はここに示す金額より少なくなります。いただいた寄付金は、大阪市動物愛護管理施策推進基金として積み立て、街ねこ事業や犬猫の譲渡に関する事業に活用させていただいております。

続いて13ページ目、項目10の「動物愛護推進員制度の再構築」についてですが、令和2年度に「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改正し、動物愛護推進員の拡充を図り、令和5年度からは34名体制で活動していただいております。また、例年、大阪府と合同で開催しております推進員研修会に御参加いただいております、今年度は1月16日に大阪府咲洲庁舎で開催しました。内容については、後ほど議題3で御説明させていただきます。

項目11の「市営住宅敷地内における猫対策」についてですが、市営住宅を管轄しています都市整備局が、令和2年度に市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定し、要望のある団地のうち条件を満たした1団地において、令和3年度9月からモデル実施を行っています。

14ページ目、項目12の「おおさかワンニャンセンターの機能向上」についてですが、おおさかワンニャンセンターでは、令和元年度から令和2年度にかけて、犬舎に新たな空調設備を設置したほか、令和2年度には、おおさかワンニャンセンター敷地内に、収容犬のためのドッグランを設置するなど、必要な機能向上を図っています。

説明は以上です。

#### 【近藤委員】

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

#### 【桑原委員】

資料1-2 項目6につきまして、令和6年4月から街ねこ活動にあたり住民代表者による合意書を必要としない方法を追加したということであるが、これは地域で活動するにあたって、必ずしも合意書を取らなくてもよいということでしょうか。

#### 【事務局（木村）】

その通りです。これまでは、活動地域の住民の合意の確認方法として、地域の代表者からの合意書を添付していただいていたのですが、活動地域の団体が組織されていない地域では活動できないという御意見をいただきました。現存の方法は残したまま、新たな方法として、活動地域の住民に対して周知の内容や

方法、範囲等の詳細を記した書類を御提出いただくとともに、当然ながらその内容を地域住民へ周知いただき、特段の反対がないということを確認させていただいた上で、街ねこ活動を実施していただいています。

活動団体の要件としましては、従前は「活動地域の住民を1人以上含む3名以上で構成」という内容でありましたが、今回のこの新しい方式では「3名以上」という内容に加え、「同居していない活動地域の住民2名以上が必要」としています。その理由として、周知の際の参考様式の中に代表者の氏名、連絡先を書く欄があり、街ねこ事業を行っていく上で苦情等があった際には窓口として対応いただく必要がありますが、その対応や事業を継続的に実施していくためには2名以上の地域住民が必要と判断しています。そこにつきましては、従前の条件よりも厳しい条件となっています。

**【桑原委員】**

方法が増えたことで参加する条件が緩和された認識でしょうか。

**【事務局（木村）】**

従前の制度では参加出来なかったような地域でも参加できる形になったと思います。

**【河中委員】**

貸しテナント等が多く住民がいない町や、町会が成り立っていない町では実施はできないということですか。

**【事務局（木村）】**

街ねこ事業の実施は生活環境被害の軽減というのが大きな目標にあるので、そこに住んでらっしゃる方を代表とするのが第一という事があります。住民はいないが、店舗がありそこに毎日出勤されている方等もいらっしゃると思いますが、そういった場所も適正に継続的に管理していただけるという事が担保されるのであれば、事業を利用いただける可能性はあります。

**【河中委員】**

外国籍の方で日本語での会話や文化が通じない場合がありますがどうでしょうか。

**【事務局（木村）】**

言葉の壁、文化の壁等があることは認識しています。そのような地域で制度利用の希望があった際には、事業の説明等できる限り協力したいと考えています。

**【河中委員】**

資料1-2項目1の表1中、犬猫の収容数が令和5年度に増えていますがどういった要因が考えられるのでしょうか？ コロナウイルス感染症の影響が数年かかって表れている認識でしょうか。

**【事務局（木村）】**

コロナウイルス感染症の影響の可能性も考えられますが、直接的に影響しているかの分析というのは難しいです。1つ理由として考えられるのが、多頭飼育崩壊の影響が大きいと考えています。令和5年度については猫が4件97頭、犬が1件15頭の飼育崩壊による飼育放棄が発生しています。令和6年度は猫が2件63頭発生しています。多頭飼育崩壊による放棄だけで今年度と昨年度の差は50匹程あります。1件多頭飼育崩壊が起こると、動物収容数の増加が起き、殺処分にもつながりやすいため、大阪市として防止するための制度を充実させていきたいと考えています。

**【桑原委員】**

資料1-2の項目3について、マイクロチップが挿入されているにも関わらず、返還出来なかった事例はありますか。

**【事務局（木村）】**

手元の資料にはないですが、自身の経験では、国への登録が義務化されていない時ですが、マイクロチップの挿入はされているが、飼い主登録されていない事や連絡がつかない事例等がありました。マイクロチップの挿入だけでなく、登録、変更をしていただく事が必要であり、大阪市としても継続して啓発を行っていく必要があると考えています。

**【光野委員】**

資料1-2項目7について、市民セミナーやしつけ教室等の開催について事業についての広報を見たことがありません。周知の方法や、事業の内容、参加人数について教えていただきたいです。

**【事務局（木村）】**

しつけ教室については、大阪市がアニマルパートナーシップ制度を登録している動物取扱事業者と協力して実施している事業であり、今年度は2回実施し、参加人数は合計20名程です。広報についてはHP、SNSで行っています。応募方法については、行政オンラインシステム又は担当の動物管理センター分室へ直接連絡いただいています。市民向けセミナーについては、動物愛護体験学習センターの委託事業者様に設定していただいたセミナーであり、委託契約の中に事業周知も含まれているため、動物愛護体験学習センターのHPにて周知をお願いしております。

いずれにしても周知には苦慮しています。チラシ、SNS、HP等を利用し周知を行っていますが、今後もより多くの方へ周知できるよう方法について検討します。

**【近藤委員】**

委託事業者の事業について、行政として広報を手伝う事は出来ないのでしょうか。

**【事務局（木村）】**

契約書を確認しないと明確な回答は出来ませんが、施設のホームページの運用や施設におけるイベントの開催等については、まずは委託事業者に主となって進めていただく事とはなると認識しています。しかし、動物愛護体験学習センターの趣旨としまして、行政とボランティアが協働して動物愛護の普及啓発に取り組んでいくものであり、協力できる部分につきましては、積極的に行っていく所存です。

**【近藤委員】**

ペットの災害時対策についてですが、資料1-3中の「ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を」とありますが、受け入れてもらえない場所等がありますか。

**【事務局（木村）】**

受け入れ等については、その地域の実情に応じた避難所の構築、運営であるため、基本的には地域における自主防災組織の判断になります。区によって住民人数、年代、ペットの飼養頭数等の状況が分かれ、使える避難所の規模、数、受け入れ等についてはその実情に応じて検討するものであると考えられます。

**【近藤委員】**

受け入れ等について各区のホームページ等で記載されている様な状態ではないという事でしょうか。

**【事務局（木村）】**

事前にこの避難所では同行避難が可能等の情報を提供できる事が1番良いと考えていますが、そこまでは至っていない状況です。

**【近藤委員】**

市民が調べた際に分かりやすいようにしていただきたいです。

**【吉内委員】**

同行避難のチラシについて記載があるものの、実際可能であるか不安に思います。

**【事務局（木村）】**

少しずつ国の防災基本計画等も改定されている中で、ペットを飼育している方へ配慮される方向で改善されているとは思いますが、ペットの飼育が原因で避難することを躊躇するものであってはならないものであり、徐々に変わって欲しいですが、現状はペットを飼育されている方には不安が残る状況になってしまっています。

**【事務局（多田）】**

自助として、避難所以外で、御自身の親戚やペットホテル等、受け入れを行ってもらえるところを、飼い主様御自身でも確保していただけるようにしていただきたく思います。

**【吉内委員】**

避難場所について、避難所以外にも動物病院や動物専門学校等、動物を飼育する設備が整っている施設に対し、行政から働きかけ等あってもいいのではないのでしょうか。

**【近藤委員】**

おおさかワンニャンセンターは同行避難の受け入れ等は想定されていますか。

**【事務局（木村）】**

おおさかワンニャンセンターとしては、被災時には傷病動物や放浪動物が多く発生される事が予想され、そちらを優先的に収容する必要があります。収容数があまり多くないことから、傷病動物等で収容数が埋まってしまう事が考えられます。

**【河中委員】**

動物愛護体験学習センターは同行避難の受け入れは想定されていますか。

**【事務局（木村）】**

動物飼育施設としては利用できない旨聞いています。

**【事務局（木村）】**

大阪市としては飼い主自身での防災意識、自助の意識を持っていただく必要があると認識し、啓発や情報発信を行っています。また、今後受け入れ態勢等も整備を進めていく必要があると認識しています。

**【近藤委員】**

これ以上の御質問がないようですので、議題2「飼い猫の引取り手数料免除制度について」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（木村）】**

それでは議題2について説明いたします。

資料2の1ページ目を御覧ください。

昨年度の本会議でも御紹介をしましたが、本市では、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的として、一定の要件を満たす飼い主に対する飼い猫の不妊去勢手術を助成するための制度として、大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」を令和6年2月に開始しました。

これまで本制度を利用して4人の飼い主が飼養する猫計11匹分の不妊手術を実施しており、これらの飼い主では手術後に飼養する猫の数が増えることはなく、適正飼養が確保されています。また、手術後には区役所職員が飼い主に対して飼養状況を調査し、必要に応じて指導することとしており、多頭飼育崩壊の未然防止に向けた一定の効果があるものと考えています。

一方で、飼養する猫の数が適正飼養できる数を超えているなど、手術後の適正飼養が誓約できない飼い主は本制度を利用できないといった課題がありました。本制度は市民税非課税世帯を対象としており、多すぎる猫の不妊去勢手術

費用を飼い主自らが捻出することは難しいため、放置されることで状況はさらに悪化し、多頭飼育崩壊につながる恐れがあります。

また、猫の数が多く適正飼養ができないことで、飼い主の生活状況の悪化や動物の状態の悪化に加えて、周辺的生活環境が悪化するなどの問題が発生します。周辺的生活環境悪化により周辺住民の健康や生活に悪影響を及ぼすことから、周辺住民の公衆衛生確保の観点からも課題解決のための制度構築が求められていました。

一方で、令和元年に環境省が行った多頭飼育対策に関するアンケートの中で多頭飼育事案の終結の経緯をたずねる項目があり、「行政・愛護団体による引取り」と回答した自治体が全自治体の8割以上を占めるなど、不妊去勢手術の実施以外に引取りも問題解決のための有効な手段であることが明らかになっています。

そこで、飼い猫の不妊去勢手術助成事業で助成対象となった飼い主が飼養する猫を適正に飼養できる数まで減らし、衛生環境を確保することを目的として、猫の引取り手数料を免除する制度の設計を進めており、現在、制度案に対する意見公募手続きを行っています。今後市長決裁を経て今年度中の制度開始を目指しております。

また本制度で引き取る猫は多頭飼育崩壊に至る前の段階の猫を想定しており、多頭飼育崩壊により引取る猫に比べて数が少なく、人馴れの程度や健康状態の面でも優れるなど比較的譲渡適性が高いことから、本市が目指す「理由なき殺処分ゼロ」に逆行するものではないと考えています。

本制度の内容について御説明します。

本制度は飼い猫の不妊去勢手術助成事業で助成対象となった飼い主が飼育する猫を適正に飼育できる数まで減らし、衛生環境を確保することを目的とするもので、本制度による引取りの条件を一部抜粋したものとして

- ・事業に係る不妊去勢手術が全て終了していること
- ・飼養状況調査により、強烈な猫の臭い、猫の鳴き声等の大きな音、地域住民からの苦情が認められるなど生活環境を損なっていること
- ・引取りを行った結果、認定者が飼養する猫による出産が起り得ない状況を確保できること

といった条件を定めており、引取る上でこれらを満たす必要があります。

事業の流れについては、資料2の2ページ目を御覧ください。

- ・飼い猫の不妊去勢手術助成事業で実施する全ての手術が終了した後に
- ・区保健福祉センター生活環境担当窓口で申請受付を行い、
- ・健康局生活衛生課において書類審査を行い、手数料を免除して引取る猫を決定します。

- ・その後区保健福祉センター生活環境担当窓口で引取り手数料を免除して猫を引取ります。
  - ・今後は今年度中に制度を開始し、運用をしながら検証を行い、問題点を改善していく予定です。
- 説明については以上です。

**【近藤委員】**

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

**【河中委員】**

引取りを希望する猫の選択は任意でしょうか。

**【事務局（木村）】**

引取要件を満たしていただいたうえで、任意となります。

**【河中委員】**

事業を利用した4件は自発的に制度を利用されたものでしょうか。またどういった年代や家族構成の方が多かったでしょうか。

**【事務局（木村）】**

福祉関係者からこの事業についての話を聞いて利用された方が多く、年齢層については30代の方から高齢の方まで幅広いですが、福祉関係のサポートを受けている方が多かったです。一人暮らしの方から家族で暮らしている方もいらっしゃいました。

**【河中委員】**

4件の内訳の頭数を教えてください。

**【事務局（木村）】**

それぞれ、8頭飼育中5頭の手術、7頭飼育中の2頭、4頭飼育中の2頭、5頭飼育中の2頭、計4件11頭の手術を実施しました。

**【近藤委員】**

制度の利用があった方については、飼い主が自ら費用を出して行政に引取りを依頼したという事でしょうか。

**【事務局（木村）】**

実施した4件については、引取りは実施していません。制度利用の申し込みがあった際に飼養状況調査を実施し、適正に飼養している事は確認しているため、手術を実施後も、元々飼養していた頭数を、これ以上増えない状態で継続して飼養していただいています。

**【近藤委員】**

手術するのは雌猫だけでしょうか。

**【事務局（木村）】**

原則として雌だけです。なお、手術不適の雌がいた場合に限り、雄が対象となることもあります。

**【近藤委員】**

引取手数料免除制度は、不妊手術を実施しこれ以上頭数が増えない状況を整えたのにも関わらず、なお適正な飼養管理が見込まれない場合に利用する制度でしょうか。

**【事務局（木村）】**

猫の数がこれ以上増えない状態を確保しても、頭数が多く適正な飼養が出来ない場合、周辺的生活環境の悪化が続いてしまいます。その場合に飼い主の申告に基づいて、猫の引取りを行うことで、適正に管理していただくための制度です。

**【河中委員】**

引取りを行うよりは雌のみでなく、雄の手術も行う方が実効性があるのではないのでしょうか。また、どちらかの性別のみ不妊手術を行うのであれば、マーキングの習性等を考慮すると雄のみ実施した方がよいのではないのでしょうか。

**【事務局（木村）】**

予算の都合上、全ての猫の不妊去勢手術を行うという事は難しいです。子猫を産むのは雌であり、確実にこれ以上産まれないようにするという目的から、雌のみ手術の実施という形になりました。マーキングについては、雌によって惹起される部分もあるため、雌の不妊手術を実施することで、一定の効果は得られると思われまます。

**【河中委員】**

実績数を見ると、雄雌どちらの性別も手術が出来たのではないのでしょうか。

**【事務局（木村）】**

制度が始まってまだ間もなく、周知が十分でない事や、どれだけの需要があるか予想できない中で、慎重に制度を開始したところであります。今後どれだけ制度の利用や需要があるかに注視しながら、制度の在り方については、検討したいと考えています。

**【河中委員】**

大規模の多頭飼育というのは見られなかったのでしょうか。

**【事務局（木村）】**

この制度を利用できる方は、手術後の適正飼養を誓約できる方のみであるため、多頭飼育崩壊に至るような多頭飼育の場合については、不妊手術が出来ても飼養管理頭数を維持したままでは適正飼養が見込まれない場合が多く、今の制度を利用する事が難しいと思われまます。今後引取り手数料免除の制度を併せて活用することで、そういった方でも利用できるようアップデートできると考えています。

**【吉内委員】**

猫の行動学上、一部不妊手術をしていない集団と、全部不妊手術をしている集団では、全部不妊手術をして中性化した集団の方が問題が起きにくいと言われていています。雄も雌も手術した方が望ましいです。また、適正飼養という観点では、マイクロチップを挿入することが、飼い主に適正飼養しないといけないというプレッシャーになり、より良いと思います。

**【近藤委員】**

これ以上の御質問がないようですので、議題3「令和6年度動物愛護推進員研修会の開催結果について」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（木村）】**

それでは議題3について説明いたします。

本年度は、令和7年1月16日に大阪府咲洲庁舎会議室にて動物愛護推進員研修会を開催しました。

参加者は大阪府の推進員が12名、大阪市の推進員が9名でした。

内容といたしましては、大阪府、大阪市の動物愛護推進員の活動報告のほか、参加者を4つのグループに分け、避難所運営ゲームのペット版を実施しました。

この避難所運営ゲームは静岡県の職員が作成したカードゲームです。カードに書かれた避難者やペットを避難所のどこに収容するか、またカードに書かれたトラブルにどう対応し、どのように避難者に周知するか等について参加者が相談、協力して取り組むもので、避難所運営を疑似体験するものです。

ゲーム実施後の意見交換では、各グループが対応に苦慮したカードやうまく対応できたカードについて発表し、それに対して他のグループではどのように対応したか紹介するなど、避難所運営に係る推進員の理解増進に寄与したものと考えます。

説明については以上です。

#### 【近藤委員】

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

#### 【河中委員】

研修には参加できませんでしたが、現状でペットの同行避難について課題が多分に残っているという話があった中で、この研修の必要性に疑問を感じます。

#### 【事務局（木村）】

同行避難について、自身で体験してみない事には、避難所にどういった方が来られるか。どういったトラブルが発生するか。といった事がイメージ出来ないと思われれます。避難者自身が、避難所運営を主体的に取り組み、ペットを飼育する組織とルール作りを行い、周知することで、人とペットが共存できる空間作りのシミュレーションができるいい取り組みであったと認識しています。

#### 【光野委員】

大阪府獣医師会で本研修に似たカードゲームに参加しました。同行避難の必要性については、犬が可哀そうという形ではなく、犬を放置すると、集団化し危険分子になりため、人間側が危ないといった形で伝え、実際に被災した際にも同様に行うことで意義があるという話でした。

**【近藤委員】**

研修の参加人数は例年通りでしょうか。

**【事務局（木村）】**

例年通りです。

**【近藤委員】**

研修案内はいつ頃行いましたでしょうか。案内の時期等を早めることで参加人数が増えるのではないのでしょうか。

**【事務局（木村）】**

今年度は研修開催1カ月程前に行っています。案内時期・方法については来年度以降検討します。

**【河中委員】**

開催場所や時間についても検討いただきたいです。

**【事務局（木村）】**

開催場所・時間についても検討します。

**【河中委員】**

おおさかワンちゃんセンターにて毎週譲渡会を行っているという事であれば、多くの里親さんが見つかっているということでしょうか。

**【事務局（木村）】**

今年度については、毎週水曜日午前と午後で開催しています。犬猫希望の方に事前予約で1組ずつ来所いただいています。今年度は計27回開催し、犬5匹、猫23匹について譲渡会で譲渡を行いました。

**【河中委員】**

その際実施するアンケートの結果はいかがでしょうか。

**【事務局（木村）】**

譲渡会に際してアンケートの実施は行っておりません。譲渡後の調査はさせていただきます。譲渡後こういった事でお困りか等御意見をいただく事があります。

【河中委員】

譲渡の際、譲渡前調査が必要なのではないのでしょうか。

【事務局（木村）】

必要に応じて、譲渡前調査の実施は行っています。例えば、先住動物がいる場合、その動物との住み分け等必要な情報の調査は行っています。

【河中委員】

譲渡後再度引取り依頼があることはないですか。

【事務局（木村）】

基本的にはありません。ただ、今まで一度もない訳ではありません。イメージしたところと違うというようなことでどうしてももう一度引き取ってほしいと言われたこともあります。

【河中委員】

エイズや白血病の検査等行っていると思いますが、陽性の場合必ず殺処分でしょうか。

【事務局（木村）】

そういった条件をお伝えしたうえで、飼育に慣れた団体に依頼することの方が多いかと思います。管理がより注意を払わなければいけないことから、一般の飼い主様よりは、病気の猫の飼育に慣れた団体等に譲渡を行う運びとなります。

【近藤委員】

これ以上の御意見、御質問がないようですが、他に事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（木村）】

もう1点連絡事項があります。

委員の皆様におかれましては、令和5年4月から委員として委嘱させていただいておりますが、令和7年3月31日で2年間の任期が満了となります。

本市が定めております、「審議会等の設置及び運営に関する指針」におきまして、委員の選任につきましては、在任期間が4年を超えない又は再任1回までとされています。

そのため、近藤委員、河中委員におかれましては、2期目の任期が満了となることをもちまして、退任されることとなります。また、光野委員におかれましても、今期の任期を以て退任されることを伺っています。退任される委員の皆さまには、本市への御助言と御協力を賜り、心からお礼申しあげます。

桑原委員、吉内委員につきましては、来期2年間についても、引き続き委員をお願いしたいと考えております。

また、動物愛護推進員につきましても、令和7年3月31日で任期満了となります。

次期推進員の推薦につきましては、本会議構成団体に推薦いただく予定としております。

#### 【近藤委員】

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

#### 【河中委員】

大阪府では任期はないと伺っていますが、何故大阪市は任期があるのでしょうか。

#### 【事務局（木村）】

会議については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に定めておりです。

#### 【光野委員】

化製場に係る法律で10頭以上犬を飼養する場合に届出があると思いますが、その届出を受けて適正飼養を行っているかの調査は行うのでしょうか。

#### 【事務局（木村）】

そういった事はしていません。環境衛生監視課にて管轄している法律であると思います。

#### 【河中委員】

最初は全て回ると聞いていましたが、私のところにも調査は来ていません。

**【光野委員】**

そもその話は多頭飼育崩壊等あった際に調べやすいからということであったと思いますが。ただ届出をするだけであれば意味がないと思います。

**【近藤委員】**

その他、御意見等ありませんか。

(御意見等なし)

なければ、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**【事務局（三津橋）】**

近藤座長、どうもありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

(連絡事項なし)

無いようですので、第36回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。